

【斎藤内科クリニック】 は地域における「かかりつけ医」機能を有する医療機関の体制が整備されていると評価され、初診時に「機能強化加算」算定が認められています(2022.4.1)

【機能強化加算】

[算定要件]

- 外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含むよりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価するものであり、(略) 初診料を算定する場合に、加算することができる。
- 必要に応じ、患者に対して以下の対応を行うとともに、当該対応を行うことができる旨を院内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明すること。
 - (イ) 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに、診療録に記載すること。なお、必要に応じ、担当医の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行うことも可能であること。
 - (ロ) 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。
 - (ハ) 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。
 - (ニ) 保健・福祉サービスに係る相談に応じること。
 - (ホ) 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。

以下のいずれも満たすものであること。

- 在宅時医学総管理料／施設入居時等医学総管理料の届出を行っている機能強化型以外の在支診又は在支病であること。
- 以下のいずれかを満たしていること。
過去1年間において、
 - (在支診の場合) 緊急往診の実績3件以上。
 - (在支病の場合) 緊急往診の実績又は在支診からの緊急受入の実績の合計が3件以上。
 - 在宅における看取りの実績又は15歳未満の超・準超重症児の在宅医療の実績が1件以上。



- 以下のいずれかを行っている常勤の医師を配置すること。

ア 介護保険制度の利用等の相談への対応、主治医意見書の作成 イ 警察医として協力 ウ 乳幼児健診を実施
エ 定期予防接種を実施 オ 幼稚園の園医等 カ 地域ケア会議に出席 キ 一般介護予防事業に協力